感染症の予防及びまん延防止のための指針

１ 基本方針

心の花訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）は、利用者及び従業者等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の予防及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し、運用できるよう本指針を定めるものである。

２ 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおりとする。

（１）利用者及び従業者にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等

（２）感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等

（３）血液、体液を介して感染する感染症

肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等

３ 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における感染拡大の防止と利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（１）事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者を以て「専任の感染対策を担当する者」（以下「担当者」という。）とする。

（２）委員会は、定期的（年 2 回以上）かつ必要な場合に担当者が招集する。

（３）委員会の主な活動内容は、以下のとおりとする。

① 事業所内感染対策の立案
② 指針・マニュアル等の整備・更新
③ 利用者や家族の健康状態及び感染症の既往歴を把握
④ 従業者の健康状態及び感染症の既往歴を把握
⑤ 感染症発生時の措置（対応・報告）
⑥ 研修・教育計画の策定及び実施
⑦ 感染症対策実施状況の把握及び評価

⑧　その他感染症に関わる内容で検討が必要な場合に対処する

４ 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

（１）新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

（２）定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年２回以上実施する。

（３）訓練（シミュレーション）

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年１回以上実施する。

（４）随時、必要に応じた外部研修会等への参加を行う。

５ 感染症予防対策及び感染症発生時の具体的対応

（１） 平常時の対策

① 利用者の健康管理

② 職員の健康管理

③ 標準的な感染予防策

④ 指針に基づく定期的な研修実施及びマニュアル内容の周知徹底

（２） 感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせな

いよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

① 発生状況の把握

② 感染拡大の防止

③ 医療措置

④ 区市町村への報告

⑤ 保健所及び医療機関との連携

６ 指針の閲覧

本指針は、利用者及び家族等の求めに応じて、いつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

７　その他感染症対策推進のために必要な事項

　本指針及び感染症対策マニュアルは、最新の知見に対応するよう定期的な見直し・改定を行う。

附則

令和５年10月１日より施行

令和７年９月１日　一部改訂